

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	6,200,000
A種株式	1,084,000
計	7,284,000

(注) 普通株式につき消却が行われた場合またはA種株式につき消却若しくは普通株式への転換が行われた場合には、それぞれこれに相当する株式の数を減ずる旨、当社定款第5条に規定しております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成17年12月21日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	1,550,000	1,550,000		完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
A種株式	1,084,000	1,084,000		(注)
計	2,634,000	2,634,000		

(注) A種株式の内容は次のとおりであります。

1 配当金

(1) 利益配当

三井生命保険株式会社(以下、「当社」という。)は、利益配当を行うときは、A種株式を有する株主(以下、「A種株主」という。)またはA種株式の登録質権者(以下、「A種登録質権者」という。)に対し、A種株式1株につき、普通株式1株に対する配当金額に後記7に定めるA種株式調整比率を乗じた金額を、利益配当金として支払う。なお、計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

(2) 中間配当

当社は、中間配当(商法第293条の5の規定による金銭の分配をいう。以下同じ。)を行うときは、A種株主またはA種登録質権者に対し、A種株式1株につき、普通株式1株に対する配当金額にA種株式調整比率を乗じた金額を分配する。なお、計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

2 残余財産の分配

(1) 残余財産の優先分配額

当社は、残余財産の分配を行うときは、A種株主またはA種登録質権者に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)または普通株式の登録質権者(以下、「普通登録質権者」という。)に先立ち、A種株式1株につき、100,000円を支払う。

(2) 普通株主への残余財産の分配

当社は、上記(1)の残余財産の分配を行ってもなお分配すべき残余財産があるときは、普通株主または普通登録質権者に対し、普通株式1株につき、100,000円をA種株式調整比率で除した額を支払う。なお、計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

(3) 普通株主への残余財産の分配後の残余財産の分配

当社は、上記(2)の残余財産の分配を行ってもなお分配すべき残余財産(本(3)において「残余財産の残額」という。)があるときは、普通株式1株につき支払われる分配額およびA種株式1株につき支払われる分配額を次の算式により計算される額としたうえで、普通株主または普通登録質権者およびA種株主またはA種登録質権者に対し、同順位で、所有株式数に応じて、残余財産を分配する。

$$\text{普通株式1株につき支払われる分配額} = \frac{\text{残余財産の残額}}{\text{既発行普通株式数} + (\text{既発行A種株式数} \times \text{A種株式調整比率})}$$

$$\text{A種株式1株につき支払われる分配額} = \text{普通株式1株につき支払われる分配額} \times \text{A種株式調整比率}$$

なお、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とし、「既発行A種株式数」とは、当社の発行済A種株式数から当社が保有する当社A種株式の総数を控除した数とする。

3 議決権

A種株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4 株式の分割または併合、新株引受権等

当社は、A種株式については、株式の分割および株式の併合は行わない。

当社は、A種株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

5 株式の消却、払い戻しまたは買受け

当社が商法第213条により自己株式を消却するときは、普通株式およびA種株式の双方につき行う。

当社が資本、資本準備金または利益準備金の減少に伴う払い戻しを行う場合は、普通株式およびA種株式の双方につき行う。

当社が自己株式を買受ける場合および当社が有する自己株式を消却する場合は、普通株式またはA種株式のうち、いずれか一方または双方につき、全部または一部を買受けまたは消却することができる。

6 転換予約権

A種株主は、平成16年7月1日以降、いつでも、A種株式の普通株式への転換を請求することができる。この場合、A種株式の転換により発行すべき普通株式の数は、転換の請求のあったA種株式の数にA種株式調整比率を乗じた数とする。

上記の普通株式の数の算出にあたり、1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

7 A種株式調整比率

(1) 当初A種株式調整比率

当初のA種株式調整比率は、2とする。

(2) A種株式調整比率の調整

(ア)当社が、A種株式発行後、時価を下回る払込価額をもって普通株式を発行したまたは保有する当社普通株式につき売出し等の処分を行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後A種株式調整比率} = \text{調整前A種株式調整比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{新規発行に係る普通株式1株あたりの払込価額}}{\text{普通株式1株あたりの時価}}}$$

上記において、「時価」とは、当社普通株式の適正な価額として取締役会で定める価額とする。但し、当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場された場合、「時価」とは、調整後A種株式調整比率の適用開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所(但し、当社普通株式が2以上の証券取引所に上場された場合は、取締役会が定めた主たる証券取引所)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。また、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。なお、当社普通株式の処分を行った場合には、「新規発行普通株式数」を「当社が処分する当社普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込価額」は「当社普通株式の処分に係る普通株式1株あたりの払込価額」と読み替える。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、普通株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日、それ以外のときは払込期日の翌日とする。

(イ)当社が、A種株式発行後、新株予約権の発行価額および新株予約権の権利行使価額の合計額の1株あたりの価額が時価を下回る金額をもって普通株式を引受けることのできる新株予約権または新株予約権付社債を発行した場合、A種株式調整比率は、上記(ア)に準じて調整される。なお、この場合には、「新規発行普通株式数」を「新株予約権または新株予約権付社債の発行時の条件で新株予約権が行使された場合に新株予約権の行使により発行される普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」を「新株予約権または新株予約権付社債の発行時の条件で新株予約権が行使された場合の新株予約権の発行価額および新株予約権の権利行使価額の合計額の1株あたりの価額」と読み替える。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、普通株主に新株予約権または新株予約権付社債の引受権を付与するときはその割当日の翌日、それ以外のときは新株予約権または新株予約権付社債の払込期日の翌日(無償にて新株予約権を発行する場合には発行日の翌日)とする。

(ウ)当社が、A種株式発行後、普通株式について、株式の分割または併合を行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後A種株式調整比率} = \text{調整前A種株式調整比率} \times \frac{\text{分割・併合後の普通株式数}}{\text{分割・併合前の普通株式数}}$$

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、株式の分割の場合は株主割当日の翌日、株式の併合の場合は株式の併合の効力発生日の翌日とする。

8 期中転換があった場合の取扱い

A種株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年4月1日～ 平成17年9月30日		普通株式 1,550,000 A種株式 1,084,000		87,280		87,280

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済普通株式総数に 対する所有株式数の割合 (%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	194,772	12.56
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	160,127	10.33
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	130,059	8.39
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	100,357	6.47
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	100,050	6.45
日本製紙株式会社	東京都北区王子1丁目4番1号	50,000	3.22
株式会社北洋銀行	札幌市中央区大通西3丁目11番地	40,003	2.58
東レ株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	40,000	2.58
株式会社東芝	東京都港区芝浦一丁目1番1号	40,000	2.58
株式会社名古屋銀行	名古屋市中区錦三丁目19番17号	40,000	2.58
計		895,368	57.76

- (注) 1 所有株式数および発行済普通株式総数に対する所有株式数の割合は、普通株式のみを対象として計算・記載しております。
- 2 発行済普通株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を切り捨てて小数点第2位まで表示しております。
- 3 上記のほか当社所有の自己株式181,625株(発行済普通株式総数に対する割合11.71%)があります。

A種株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済A種株式総数に 対する所有株式数の割合 (%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	714,000	65.86
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	335,000	30.90
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	15,000	1.38
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	10,000	0.92
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	10,000	0.92
計		1,084,000	100.00

- (注) 1 所有株式数および発行済A種株式総数に対する所有株式数の割合は、A種株式のみを対象として計算・記載しております。
- 2 発行済A種株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を切り捨てて小数点第2位まで表示しております。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種株式 1,084,000		1 [株式等の状況] (1) [株式の総数等] [発行済株式]の注記参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 181,625		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,368,375	1,368,375	同上
発行済株式総数	普通株式 1,550,000 A種株式 1,084,000		
総株主の議決権		1,368,375	

【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目2番3号	181,625		181,625	11.71
計		181,625		181,625	11.71

(注) 1 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を切り捨てて小数点第2位まで表示しております。

2 上記に記載されたものは普通株式であり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合も、普通株式について計算しております。

2 【株価の推移】

当社は非上場・非登録であるため、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

(注) 当社は執行役員制度を導入しております。

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの執行役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名および職名		旧役名および職名		氏名	異動年月日
常務執行役員	営業統括役員	常務執行役員	営業部統括役員	伊 東 純	平成17年10月1日
執行役員	総合企画部門営業企画統括室長	執行役員	神奈川エリア本部長	鶴 岡 重 幸	平成17年10月1日